

## 個人ID加入者向け 2024年度 CPDSの主な変更について

2024年度からのCPDSの審査基準、規定等に関して、外部の有識者からなるCPDS技術委員会の審議結果と事務作業を考慮し、以下の7点を変更いたします。記載がない限り、2024年4月以降に申請したものが対象となります。

変更の詳細や他の変更点については、2024年度ガイドライン（3月下旬ホームページに掲載予定）で発表いたしますので、必ずご確認ください。

### ① CPDS個人ID失効条件の一部を変更します。

（現在の失効条件）

1. IDを取得後（新規加入後）2年間、学習履歴の登録がなく「0ユニット」の状態が続いている
2. 最後の学習履歴登録日から **7年間**学習履歴の登録がない



（変更後の失効条件）

1. IDを取得後（新規加入後）2年間、学習履歴の登録がなく「0ユニット」の状態が続いている
2. 最後の学習履歴登録日から **5年間**学習履歴の登録がない

※現状の登録されている有効期限を短縮することせず、2024年度からユニット登録した際に延長する有効期限を5年に変更します。

### ② CPDS技術者証（カード）を廃止します。

2024年3月30日以降に承認手続きが完了した申請からCPDS技術者証を廃止します。

詳しくはホームページのお知らせにある「CPDS技術者証（カード）発行の廃止について」をご確認ください。

### ③ 「B分類」の削除

CPDSのプログラムを作成・登録する際に任意選択項目だった「B分類」を削除します。

#### ④ ドローン講習について

実技をメインとしたドローン講習（資格取得講習を含む）は、2024年4月1日開催分より【形態コード104 1時間0.5ユニット】としてプログラム審査をいたします。

※資格取得のドローン講習（一等無人航空機操縦士、二等無人航空機操縦士など）は、受講者募集方法などによっては、社内研修として審査をしていましたが、2024年度からは原則、形態コード104（一般講習）として審査をします（資格取得の為の講習ではないドローン講習は従来通りです）。

#### ⑤ 安衛法等で定められた講習会のユニット計算について

受講者からのプログラム（主催者からCPDSに申請がなかった講習）申請で、安衛法に定められた一部の講習については、CPDS独自で決めた時間数でユニットを計算します。独自に決めた時間数については、ホームページに掲載（2024年3月予定）します。

該当講習については、詳細な時間割の提出は不要とします（受講日、開催時間、受講会場、受講証明書、個人名が記載された免除の有無が分かる資料などは、引き続き必須）。

2024年4月1日開催分より対象とします。

#### ⑥ 論文に対するCPDSの付与ユニットについて

執筆者の人数に関わらず、1論文に対して登録されるユニット数を同じにします。主執筆者と共同執筆者（0～2人）のユニットの数を合計して、「土木学会論文集論文及び博士号受理論文」は「30ユニット」、「201～204以外の論文」は「10ユニット」とします。

学習プログラム	形態コード	対象者	ユニット数
技術論文 (土木学会論文集論文及び 博士号受理論文)	203	主な執筆者	共同執筆者 なし：30ユニット 1名：24 ユニット 2名：18 ユニット
	204	共同執筆者など	6ユニット
201～204以外の論文	205	主な執筆者	共同執筆者 なし：10 ユニット 1名：8 ユニット 2名：6 ユニット
	206	共同執筆者	2 ユニット

### ⑦ 受講証明資料について

CPDSでは本来、「資格者証」「技術者証」「認定証」などは、受講証明として扱わないことをガイドラインなどで表記していましたが、現状は、他の資料などを読み解き、受講証明と判断できる場合は受講証明として扱ってきました。

しかし、確認作業に多くの時間を費やす為、事務軽減化の為に、2024年度からは、受講日等が明確に記載されていない資格者証等は受講証明とみなしません。別の受講証明資料の提出を依頼します。ご協力いただきますようお願いいたします。